

【厚生関係】

中間報告する事務・事業の内訳

局 名	件 数
健 康 福 祉 局	8 件

1 健康福祉局

項 目	内 容								
<p>1 高齢者公共交通機関利用助成 【高齢福祉課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、高齢者の新たな生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討とあわせ、見直しを検討してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成している。 (平成5年度事業開始) 対象者：9月1日現在、広島市に住所を有する満70歳以上の高齢者 (所得制限あり。平成25年度助成決定者約12万3千人)</p> <p>【助成(利用券交付等)の内容(主なもの)】</p> <table border="1" data-bbox="513 745 1437 956"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 745 847 786">区 分 (選 択)</th> <th data-bbox="847 745 1437 786">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 786 847 871">パスピーを利用した助成</td> <td data-bbox="847 786 1437 871">6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 871 847 911">JR(鉄道)回数券引換券</td> <td data-bbox="847 871 1437 911">1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 911 847 952">タクシーチケット</td> <td data-bbox="847 911 1437 952">500円券×12枚=6,000円(助成上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 本事業は、高齢者が日常生活のための外出に留まらず、社会参加のための外出を促すことを目的としたものであるが、実態として、通院、食料品の買物等の日常生活のための外出の費用軽減として使われている面もあり、事業本来の目的を達しているとは言い難い。</p> <p>(2) 一方、高齢者の日常生活を支援するためのサービスは、今後、高齢化がさらに進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要不可欠なサービスであり、その充実喫緊の課題である。 したがって、高齢者の生活支援サービスの充実に向けた新規施策の立案や事業展開の準備に早急に着手する必要がある。</p> <p>(3) 限られた財源を効果的に活用する観点から、現在の事業を高齢者の生活支援のための事業に転換することを考えたとしても、社会参加の促進を目的とした本事業については、生活全般の支援策には成り得ない。</p> <p>以上のような観点から、本事業の抜本的な見直しは避けられないものと考えるが、市議会において、「削減先行であってはならない」、「新たな対策や代替策を考慮して適切な対応をすべき」等の意見があった。こうしたことから、地域において共に助け合うまちづくりを念頭に置いたモデル事業や、実態を把握するための調査等に着手した上で、それらの実施状況等を踏まえながら、高齢者の新たな生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討を行い、この検討とあわせ、見直しを検討する必要がある。</p>	区 分 (選 択)	内 容	パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。	JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)	タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)
区 分 (選 択)	内 容								
パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。								
JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)								
タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)								

項 目	内 容
	<p>4 平成25年度当初予算額 6億2,749万7千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p> <p>〈参考〉 見直しのスケジュールについては、以下のとおりを考えている。 (平成25年度) 「高齢者地域支え合いモデル事業」、「買い物等に関する基礎調査」 及び「住宅団地の活性化に向けた検討」の実施 (平成26年度～) モデル事業の実施状況等を踏まえた高齢者の新たな生活支援策の本格的な事業展開に向けた検討とあわせ、現行制度の見直しを検討</p>

項 目	内 容
<p>2 民間老人福祉施設職員給与改善費補助 【高齢福祉課】</p> <p>3 民間心身障害者（児）福祉施設職員給与改善費補助 【障害自立支援課】</p> <p>4 民間救護施設等職員給与改善費補助 【健康福祉企画課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、介護報酬等の次回改定時期（平成27年度）に向け、関係団体からの意見聴取等により施設種別ごとの実態や課題を十分把握した上で、見直しを検討してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 社会福祉法人が運営する社会福祉施設等に勤務する常勤職員の処遇の改善を図り、職員の定着など人材確保を促すため、「給与改善費」として、当該職員の本俸月額等に2%を乗じた額を補助している。 (平成4年度制度開始) 補助施設数：134施設（職員数：3,653人） (平成25年4月1日現在)</p> <p>3 見直しの理由 (1) 福祉施設職員の人材確保及び定着は重要な課題であり、従来から、単市補助による支援を行っているところであるが、本来、職員給与の改善等については、国の責任において介護報酬等により措置されるべきものである。 (2) 高齢者の介護施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設等の職員の給与水準の改善については、国において、地域区分に応じた人件費の上乗せ割合の引き上げを含め、介護報酬等の改定が行われてきた。 さらに、次回改定（平成27年度）までには、国において、ほとんどの施設における人件費の上乗せ割合が国家公務員の地域手当と同率に引き上げられることから、職員の給与水準についても、ある程度改善が進むと考えられる。 (3) さらに、本市が実施している本制度は、社会福祉法人のみを適用対象として長年運用してきているところであるが、制度創設後、高齢福祉分野や障害福祉分野において民間参入が進んできた中では、各施設に対する支援としてのアンバランスが生じており、公平性の確保ということも問題になっている。 こうしたことを踏まえ、介護報酬等の次回改定時期に向けて、福祉施設職員の人材確保及び定着を促すために講じてきた本市独自の支援のあり方について、関係団体からの意見聴取等により施設種別ごとの実態や課題を十分把握した上で、見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成25年度当初予算額 1億9,996万6千円</p>

項 目	内 容
	<p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p> <p>〈参考〉 見直しのスケジュールについては、以下のとおりを考えている。 (平成25年度) 関係団体からの意見聴取等による施設種別ごとの実態や課題の把握 及び国の介護労働実態調査等の分析等 (平成26年度) 把握した課題や分析結果等を踏まえた具体的な見直し内容の検討 (平成27年度) 現行制度の見直し</p>

項 目	内 容									
<p>5 乳幼児等医療費補助 【保険年金課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、平成27年度から開始する「子ども・子育て支援施策」の一環と位置づけ、医療費負担の激変や乳幼児（未就学児）の健康面への影響に配慮しつつ、所得制限及び一部負担金の見直しと対象年齢拡大を一体的に行うこととし、平成27年度以降にそれらの見直しを実施することにしてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) 乳幼児等医療費補助制度は、昭和48年度制度を創設し、一定の所得制限のもとに、乳幼児と小学1・2年生の発達障害児を対象に実施しており、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担金相当額から受給者の一部負担金を控除した額を補助している。 所得制限額は、改正前の児童手当の所得制限額に拠っており、扶養人数が2人の場合は、給与所得ベースで616万円（給与収入ベースで817万8千円）となっている。（平成25年3月末現在で、乳幼児の86%（68,314人）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市独自の措置により入院については負担がなく、通院についても初診料算定時に限定している。これにより、県補助制度との差額3億3,900万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="507 1088 1441 1265"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円 (月14日までを自己負担)</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>初診料算定時に500円</td> <td>1日500円 (月4日までを自己負担)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 所得制限額については、他の福祉医療費補助の所得制限額と比べて高く、経済的支援の要否との関連性が薄い制度となっている。</p> <p>(2) 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同じにしており、受給者が医療費の一部を負担している。しかし、本市においては、一部負担金を独自に軽減しており、県民としての公平負担が要請されている中で、多額の財政負担が生じている。</p> <p>(3) 一方、一部負担金が増加すると受診抑制が起こり、免疫が十分備わっていない乳幼児については、重症化を招く懸念がある。</p> <p>(4) また、乳幼児等医療費補助については、子育て環境を充実させる施策である「子ども・子育て支援施策」と位置づけ、対象年齢を拡大すべきとの要望がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本事業については、平成27年度から開始する「子ども・子育て支援施策」の一環と位置づけ、医療費負担の激変や乳幼児の健康面への影響に配慮しつつ、所得制限及び一部負担金の見直しと対象年齢拡大を一体的に行うこととし、平成27年度以降にそれらの見直しを実施することを検討する必要がある。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円 (月14日までを自己負担)	通院	初診料算定時に500円	1日500円 (月4日までを自己負担)
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円 (月14日までを自己負担)								
通院	初診料算定時に500円	1日500円 (月4日までを自己負担)								

項 目	内 容												
	<p>4 平成25年度当初予算額 19億4,336万円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p> <p><参考> 現時点での検討にあたっての着眼点としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 所得制限額</p> <table border="1" data-bbox="491 645 1442 828"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 654 986 694">現行</th> <th data-bbox="986 654 1436 694">着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 694 986 819"> 給与所得ベース：616万円 （給与収入額ベース：817万8千円） </td> <td data-bbox="986 694 1436 819"> ひとり親家庭等医療費補助制度等における所得水準とのバランスを考慮する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注：扶養人数2人の場合での所得制限額</p> <p>(2) 一部負担金</p> <table border="1" data-bbox="491 931 1442 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 940 986 981">現行</th> <th data-bbox="986 940 1436 981">着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 981 986 1106"> 入院：なし 通院：初診料算定時500円 </td> <td data-bbox="986 981 1436 1106"> 小学生以上については、県補助制度における負担方式とのバランスを考慮する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 対象年齢</p> <table border="1" data-bbox="491 1196 1442 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 1205 986 1245">現行</th> <th data-bbox="986 1205 1436 1245">着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="497 1245 986 1370"> 入院・通院とも 乳幼児、小学1・2年生の発達障害児 </td> <td data-bbox="986 1245 1436 1370"> (1)、(2)にかかる着眼点を踏まえつつ、県内他市町等の実施状況とのバランスを考慮する。 </td> </tr> </tbody> </table>	現行	着眼点	給与所得ベース：616万円 （給与収入額ベース：817万8千円）	ひとり親家庭等医療費補助制度等における所得水準とのバランスを考慮する。	現行	着眼点	入院：なし 通院：初診料算定時500円	小学生以上については、県補助制度における負担方式とのバランスを考慮する。	現行	着眼点	入院・通院とも 乳幼児、小学1・2年生の発達障害児	(1)、(2)にかかる着眼点を踏まえつつ、県内他市町等の実施状況とのバランスを考慮する。
現行	着眼点												
給与所得ベース：616万円 （給与収入額ベース：817万8千円）	ひとり親家庭等医療費補助制度等における所得水準とのバランスを考慮する。												
現行	着眼点												
入院：なし 通院：初診料算定時500円	小学生以上については、県補助制度における負担方式とのバランスを考慮する。												
現行	着眼点												
入院・通院とも 乳幼児、小学1・2年生の発達障害児	(1)、(2)にかかる着眼点を踏まえつつ、県内他市町等の実施状況とのバランスを考慮する。												

項 目	内 容									
<p>6 ひとり親家庭等医療費補助 【保険年金課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、乳幼児等医療費補助と同様に、「子ども・子育て支援施策」の一環と位置づけ、ひとり親家庭等の現状・課題を踏まえた支援策の展開をにらみつつ、平成27年度以降に一部負担金の見直しを行うことにしてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) ひとり親家庭等医療費補助は、昭和54年度に制度を創設し、ひとり親家庭の母または父及びその児童等を対象に、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担相当額を補助している。 所得制限額は、対象者と生計を同一にする扶養義務者全員の前年の所得税額が9万2,400円以下としており、扶養人数が1人の場合、給与所得ベースで303万8千円（給与収入ベースで447万6千円）となっている。（平成25年3月末現在で、ひとり親家庭世帯の60%（9,765世帯）が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市の独自措置により入院、通院とも負担がない。これにより、県補助制度との差額1億8,200万円を単市で措置している。</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="536 1032 1358 1160"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p>3 見直しの理由 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同様に受給者に医療費の一部を負担させているが、本市においては、負担を免除している。 こうした現状は、県民としての公平負担や多額の財政負担という点で問題を生じることから、一部負担金の見直しを行う必要がある。 ただし、一部負担金の見直しに当たっては、県の補助制度があることを念頭に置きつつ、ひとり親家庭等の経済的な実態や乳幼児（未就学児）の健康面への影響に配慮する必要がある。 こうしたことを踏まえ、本事業については、乳幼児等医療費補助と同様に、平成27年度から開始する「子ども・子育て支援施策」の一環と位置づけ、平成27年度以降に一部負担金の見直しを行う必要がある。</p> <p>4 平成25年度当初予算額 9億4,402万9千円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）								

項 目	内 容												
<p>7 広島市健康づくりセンターにおける健康増進事業 【保健医療課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、平成27年度から、本市の指定管理業務とせず、公益財団法人広島原爆障害対策協議会（以下「原対協」という。）の自主事業として実施してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 健康づくりセンターでは、生活習慣病などを予防し、積極的な健康づくりを推進するため、医学検査や体力測定、栄養調査等によって健康度を測定し、医師や運動指導士、栄養士が個々に適した指導を行う健康増進事業を平成元年から実施している。</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 本事業は、国が昭和63年度に策定したアクティブ80ヘルスプランに基づき、平成元年から年間1億円余りの経費をかけて実施している事業であるが、利用者は年々減少しており、事業費に見合う効果が期待できなくなっている。</p> <p>【利用者数の推移】</p> <table border="1" data-bbox="501 949 1433 1050"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>3,045人</td> <td>2,742人</td> <td>2,454人</td> <td>2,444人</td> <td>2,327人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) また、事業開始から20年余りが経過し、民間企業や医療施設等が運営するスポーツジムや疾病予防を指導する施設など、健康増進に取り組む施設が増え、利用者の選択の幅も広がっており、行政が関与する必要性が薄れてきている。</p> <p>(3) 本事業の利用者は、原対協が自主事業として実施している人間ドック及び事業所健診等のオプションとして利用している者が8割を超えており、人間ドック等と組み合わせて実施することが主体となっている。このため、原対協が自主事業として実施する方が、市民のニーズに沿ったメニューが提供できるなど、効果的かつ効率的に実施することができると考えられる。</p> <p>(4) 原対協の自主事業として実施する場合には、原対協が新たな健康増進システムを構築することや市民のニーズに沿ったメニュー等を検討した上で現在の人員（医師、看護師、運動指導士等7名）をより効率的に配置することなど、準備期間（1年間程度）を考慮する必要がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本事業については、平成27年度から、本市の指定管理業務とせず、原対協の自主事業として実施することを検討する必要がある。</p> <p>4 平成25年度当初予算額 歳出 1億934万7千円、歳入 2,908万3千円</p> <p>5 見直し効果額 平成27年度 △8,026万4千円</p>	区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	利用者数	3,045人	2,742人	2,454人	2,444人	2,327人
区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度								
利用者数	3,045人	2,742人	2,454人	2,444人	2,327人								

項 目	内 容
8 障害児通園施設 利用者負担助成 【障害自立支援課】	<p>1 見直しの方向</p> <p>(1) 利用者負担助成については、対象者を児童発達支援センター（旧児童福祉法規定施設）利用者に限らず、児童発達支援サービス利用者全員に拡大してはどうか。</p> <p>(2) 食費負担助成については、新たに通園する者から廃止してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>平成18年10月の児童福祉法改正により、障害児通園施設利用者の負担は、それまでの所得に着目した応能負担から、サービス費用の1割負担及び食費の実費負担に変更となった。これを受け本市は、利用者の負担増加を緩和するため、児童発達支援センター利用者について、①所得に応じ、市独自の負担上限額を設定して行う利用者負担助成、②食費負担を原則、無料又は1日200円とする助成を実施している。（平成18年11月より制度開始。助成対象者数：利用者負担助成23人、食費負担助成70人（平成25年5月））</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 本制度については、改正前児童福祉法に規定された知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設を対象に開始したが、平成24年4月の児童福祉法の改正により、これらの施設を含め未就学児の通所サービスが「児童発達支援」として一本化され、それ以降、児童発達支援サービスを提供する民間施設が多数現れている。</p> <p>しかし、当該助成は旧法規定施設に限定していることから、障害児を抱え同様のサービスを利用している者間で不公平が生じている。</p> <p>このため、同様のサービスを提供している施設の利用者負担については、等しく助成できるよう制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 一方、食費については、健常児か障害児かにかかわらず、また、通園・通所しているか否かにかかわらず必要なものであり、その費用まで経済的支援を行うことは公平性を欠いていることから、食費負担助成については廃止を検討する必要がある。</p> <p>なお、廃止にあたっては、この助成制度を前提に入園を決定している者への配慮を検討する必要がある。</p> <p>4 平成25年度当初予算額</p> <p>202万円</p> <p>（利用者負担助成： 67万7千円） （食費負担助成： 134万3千円）</p> <p>5 見直し効果額</p> <p>平成29年度 △30万5千円</p> <p>（利用者負担助成： 103万8千円） （食費負担助成： △134万3千円）</p>